

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

## 新日本建設株式会社

代表取締役社長 高 見 克 司

### 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3  
新日本ビル 12階会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、その際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日会場において、出席役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための措置（株主様における会場でのアルコール消毒液使用のためのお声がけや、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りすることや退場を命じること等）を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎接触感染リスク軽減のため、ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shinnihon-c.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。
    - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
    - ・連結計算書類の「連結注記表」
    - ・計算書類の「個別注記表」なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合や、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト(<http://www.shinnihon-c.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの混乱や米国経済の回復に伴うインフレ等の影響が続くなか、製造業を中心に持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻に起因するエネルギー・資源価格の高騰などにより、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループをとりまく事業環境におきましては、建設事業では、資材価格が上昇基調で推移するなか、受注環境はやや厳しい状況となりました。一方、開発事業等では、実需層の住宅購入意欲は高く、首都圏のマンション市場は引き続き堅調に推移いたしました。

このような環境のなか、当社グループの連結業績は、次のとおりとなりました。売上高につきましては前期比5.2%増の1,070億92百万円となり、その内訳は完成工事高627億72百万円、開発事業等売上高443億19百万円となりました。利益につきましては、営業利益は前期比11.8%増の155億49百万円、経常利益は前期比11.8%増の155億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比12.1%増の107億96百万円となりました。

#### 当連結会計年度の受注高・売上高

区 分	受 注 高			売 上 高		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
	(百万円)	(%)	(%)	(百万円)	(%)	(%)
建 設 事 業	62,934	△3.5	50.2	62,772	3.5	58.6
開 発 事 業 等	62,536	46.8	49.8	44,319	7.7	41.4
合 計	125,471	16.3	100.0	107,092	5.2	100.0

(注) 建設事業は主として建築工事であります、一部土木工事等が含まれております。

(2) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、建設事業と開発事業によるシナジー効果の更なる拡充による一層の企業価値の向上を目指し、以下の事項に取り組んでまいります。

① 企画開発力、営業力の強化

- ・付加価値営業の徹底による特命受注の強化
- ・工場・倉庫等、非住宅設備投資案件への取組強化

② 自社製販一貫体制の更なる改善による高品質な商品、サービスの提供

- ・駅近の好立地に絞った事業用地の仕入
- ・自社ブランドマンションにおけるZEH-M、太陽光発電設備の採用拡大

③ 資材価格高騰への対応

- ・物件規格化・大量調達による安定的な資材調達及び原価低減
- ・新工法や新資材の採用による工期短縮及び原価低減

④ 働き方改革に向けた継続的な業務改善による生産性向上

- ・デジタル化推進による業務効率化及び総労働時間削減
- ・施工管理手法の改善による時間短縮及びコスト削減

⑤ リスク管理、コンプライアンスの徹底

- ・工事受注、用地仕入時等における事業リスク管理の徹底
- ・法令、社会規範を遵守した業務遂行の徹底
- ・労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）活用による事故防止機能の強化

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (2019年 3 月期)	第 56 期 (2020年 3 月期)	第 57 期 (2021年 3 月期)	第58期(当連結会計年度) (2022年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	107,140	100,422	107,857	125,471
売 上 高 (百万円)	103,250	112,542	101,785	107,092
経 常 利 益 (百万円)	14,542	14,601	13,932	15,583
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	10,066	10,539	9,630	10,796
1株当たり当期純利益(円)	172.20	180.29	164.73	184.68
総 資 産 (百万円)	105,665	117,031	126,552	140,177
純 資 産 (百万円)	63,879	73,274	81,901	91,613

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (2019年 3 月期)	第 56 期 (2020年 3 月期)	第 57 期 (2021年 3 月期)	第58期(当事業年度) (2022年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	94,953	87,346	97,244	116,036
売 上 高 (百万円)	88,633	99,841	89,391	95,477
経 常 利 益 (百万円)	14,064	14,023	13,251	15,320
当期純利益 (百万円)	9,743	10,297	9,316	10,758
1株当たり当期純利益(円)	166.67	176.14	159.37	184.04
総 資 産 (百万円)	96,247	108,895	116,991	131,752
純 資 産 (百万円)	60,160	69,273	77,599	87,258

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社新日本コミュニティー	20百万円	100%	大規模修繕工事の請負 (建設事業) 建物管理・賃貸管理 (開発事業等)
新日本不動産株式会社	379百万円	100%	不動産の賃貸 (開発事業等)
株式会社建研	100百万円	100%	P C 関連事業・総合建設業 (建設事業)

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、建築工事・土木工事の請負（建設事業）及び不動産の販売、賃貸（開発事業等）を主な内容とする事業活動を展開しております。

## (8) 主要な事業所

### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	千 葉 県 千 葉 市 美 浜 区
東 京 支 店	東 京 都 中 央 区
北 関 東 支 店	千 葉 県 柏 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市 若 林 区

### ② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 新 日 本 コ ミ ュ ニ テ ィ ー	千 葉 県 千 葉 市 美 浜 区
新 日 本 不 動 産 株 式 会 社	千 葉 県 千 葉 市 美 浜 区
株 式 会 社 建 研	東 京 都 中 央 区

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
建 設 事 業	480名	(増) 3名
開 発 事 業 等	88	(増) 3
全 社 ( 共 通 )	25	(減) 1
合 計	593	(増) 5

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3. 嘱託75名、パート1名は除いております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
441名	(増) 7名	37.7歳	12.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 嘱託39名、パート1名は除いております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 61,360,720株 (うち自己株式2,900,836株)  
(3) 株主数 2,875名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 シ ン ニ ホ ン コ ム	19,700	33.70
株 式 会 社 ユ ニ オ ン サ イ ト	6,761	11.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,863	6.61
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,877	4.92
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,199	3.76
公 益 財 団 法 人 新 日 育 英 奨 学 会	1,700	2.91
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,687	2.89
東 方 地 所 株 式 会 社	1,500	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,284	2.20
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	1,096	1.88

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式2,900,836株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 代表取締役社長	金 綱 一 男 高 見 克 司	社長執行役員、 ㈱新日本コミュニティー代表取締役社長、 新日本不動産㈱代表取締役社長、 ㈱建研代表取締役会長 副社長執行役員工事統括兼生産管理本部長
取締役	鈴木 政 幸 三 木 上 一 高 橋 順 苗	専務執行役員工事本部長 常務執行役員管理本部長兼経営企画室長
取締役	木 津 進 大 川 良 生	常務執行役員建設営業本部企画開発部長 常務執行役員建設営業本部開発営業部長
取締役	大 鯖 良 生 金 綱 康 人	常務執行役員建設営業本部都市開発部長 常務執行役員開発事業本部不動産開発部長兼横浜支店長
取締役	長 尾 寛 酒 井 徹	常務執行役員開発事業本部建築企画部長兼東京支店長 常務執行役員開発事業本部マンション販売部長
取締役	山 口 裕 正 高 橋 真 司	㈱ディスコ監査役 芝大門法律事務所所属弁護士
常勤監査役	亀 岡 秀 典 佐 藤 卓 夫	
常勤監査役	木 村 理 明 吉 川 直 明	ちばぎん証券㈱取締役社長 吉川直明税理士事務所所長

- (注) 1. 今井三男氏は、2021年7月31日付で辞任により取締役を退任いたしました。なお、退任時の地位及び担当は取締役専務執行役員開発事業本部長兼東京支店長であります。
2. 石山和次郎氏は、2021年6月29日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
3. 取締役のうち山口裕正及び高橋真司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役のうち木村理及び吉川直明の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
5. 監査役木村理氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役吉川直明氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要  
当社が定款に基づき社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。  
当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。



ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

#### イ. 確定額報酬等の額または算定方法

##### a) 月額報酬、半期報酬及び特別報酬

###### ・報酬等の額の決定方法

取締役会にて、役員報酬規程及び以下の報酬等の額の決定に関する方針に基づき、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、報酬の支給方法及び支給総額の方針を決定し、各取締役の具体的な報酬額の決定は代表取締役に一任する。

###### ・報酬等の額の決定に関する方針

次の事項を勘案し、役員の役位・順位ごとに定める。

1. 社員給与の最高額
2. 過去の同役位の役員の支給実績
3. 会社及び個人の業績見込み
4. 役員報酬の世間相場
5. その他

###### ・報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

原則として、定期的に支給する（月額報酬、半期報酬）。ただし、取締役会の決議に基づき臨時に支給することができる（特別報酬）。

##### b) 役員退職慰労金

###### ・報酬等の額の決定方法

株主総会に具体的な金額が付議された場合は株主総会決議にて金額を決定する。株主総会にて具体的な金額の決定が取締役に一任された場合は、取締役会にて、役員退職慰労金規程及び以下の報酬等の額の決定に関する方針に基づき支給額の方針を決定し、具体的な金額の決定は代表取締役に再一任する。

###### ・報酬等の額の決定に関する方針

常勤役員の退職慰労金の支給額は、役員退職慰労金規程により計算された基本部分、功労加算部分及び特別弔慰加算部分の合計額を限度とし、前例を勘案して決定する。

非常勤役員については、原則として退職慰労金を支給しない。但し、在任中の功労が顕著な場合、在任年数及び前例等を総合的に考慮し、その都度取締役会で決定する。

- ・報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

役員退職時以降の最も早い株主総会の承認その他の所要の手続きを経た後、速やかに支給する。

- ロ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、額または数の算定方法

該当事項なし。

- ハ. 非金銭報酬等の内容、額もしくは数または算定方法

該当事項なし。

- ニ. イ、ロ、ハの割合（構成比率）

イ 100%

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、1988年8月29日開催の第24回定時株主総会において年額3千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長社長執行役員高見克司が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等の額の決定及び取締役の退職慰労金の額の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、取締役会で対象期の取締役に対する報酬額の方針を決定したうえで、最終的な取締役の個人別の報酬額の決定は会社の全体を把握している代表取締役社長が行うことが適切であると判断しているためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役会で対象期の取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	282 (5)	259 (5)	—	—	22 (—)	14 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17 (6)	16 (6)	—	—	0 (—)	5 (3)

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山口裕正氏の兼職先である株式会社ディスコと当社との間に記載すべき事項はございません。

社外取締役高橋真司氏の兼職先である芝大門法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。

社外監査役木村理氏の兼職先であるちばぎん証券株式会社と当社との間に取引はありませんが、ちばぎん証券株式会社の親会社である株式会社千葉銀行は当社のメインバンクであります。

社外監査役吉川直明氏の兼職先である吉川直明税理士事務所と当社との間に記載すべき事項はございません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	山 口 裕 正	当事業年度に開催された取締役会に21回中19回出席し、主に長年経営者として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
取 締 役	高 橋 真 司	当事業年度に開催された取締役会に21回中20回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	木 村 理	当事業年度に開催された取締役会に21回中20回、監査役会に12回中11回出席し、主に長年経営者として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	吉 川 直 明	社外監査役就任後に開催された取締役会に18回中18回、監査役会に10回中10回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

##### ロ. 社外役員の見により変更された事業の方針またはその他の事項

該当事項はありません。

##### ハ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

##### ニ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、業務執行者から独立した客観的な立場から、それぞれの経験や知識を活かした取締役会での発言や、代表取締役との定期的な面談等を通じて、当社の経営の監督を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額       | 30百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益については、銭未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>126,920</b>	<b>流動負債</b>	<b>46,668</b>
現金預金	65,171	支払手形・工事未払金等	35,330
受取手形・完成工事未収入金等	15,307	未払法人税等	4,110
販売用不動産	3,055	未成工事受入金	2,965
未成工事支出金	619	開発事業等受入金	1,356
開発事業等支出金	41,997	賞与引当金	530
材料貯蔵品	33	完成工事補償引当金	186
その他の他	737	その他の他	2,188
貸倒引当金	△1	<b>固定負債</b>	<b>1,894</b>
<b>固定資産</b>	<b>13,257</b>	役員退職慰労引当金	232
<b>有形固定資産</b>	<b>10,364</b>	退職給付に係る負債	945
建物・構築物	3,742	繰延税金負債	189
機械及び装置	35	その他の他	526
車両運搬具及び工具器具備品	52	<b>負債合計</b>	<b>48,563</b>
土地	6,471	<b>純資産の部</b>	
リース資産	32	<b>株主資本</b>	<b>91,478</b>
その他の他	30	資本金	3,665
<b>無形固定資産</b>	<b>170</b>	資本剰余金	3,421
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,721</b>	利益剰余金	84,972
投資有価証券	1,011	自己株式	△580
繰延税金資産	1,034	その他の包括利益累計額	135
その他の他	688	その他有価証券評価差額金	137
貸倒引当金	△13	退職給付に係る調整累計額	△1
<b>資産合計</b>	<b>140,177</b>	<b>純資産合計</b>	<b>91,613</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>140,177</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	62,772	
開 発 事 業 等 売 上 高	44,319	107,092
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	54,532	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	32,727	87,260
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	8,240	
開 発 事 業 等 総 利 益	11,591	19,831
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,282
営 業 利 益		15,549
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	19	
そ の 他	24	43
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	8	
そ の 他	1	9
経 常 利 益		15,583
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,583
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,975	
法 人 税 等 調 整 額	△189	4,786
当 期 純 利 益		10,796
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,796

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,665	3,421	75,286	△580	81,792
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,110		△1,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			10,796		10,796
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	9,685	△0	9,685
当 期 末 残 高	3,665	3,421	84,972	△580	91,478

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	126	△17	108	81,901
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				10,796
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	10	16	27	27
当 期 変 動 額 合 計	10	16	27	9,712
当 期 末 残 高	137	△1	135	91,613

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月24日

新日本建設株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 久塚 清憲 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

新日本建設株式会社 監査役会

常勤監査役 亀岡秀典 ⑩

常勤監査役 佐藤卓夫 ⑩

監査役 木村理 ⑩

監査役 吉川直明 ⑩

(注) 監査役木村理及び監査役吉川直明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>118,828</b>	<b>流動負債</b>	<b>43,172</b>
現金預金	60,452	支払手形	4,089
完成工事未収入金	11,943	電子記録債務	10,370
開発事業等未収入金	153	工事未払金	18,305
販売用不動産	3,026	未払金	868
未成工事支出金	382	未払費用	256
開発事業等支出金	42,017	未払法人税等	3,993
短期貸付金	181	未成工事受入金	2,869
未収入金	33	開発事業等受入金	1,353
その他	637	賞与引当金	444
<b>固定資産</b>	<b>12,923</b>	完成工事補償引当金	158
<b>有形固定資産</b>	<b>5,583</b>	その他	464
建物・構築物	2,233	<b>固定負債</b>	<b>1,322</b>
車両運搬具	0	退職給付引当金	850
工具器具・備品	33	役員退職慰労引当金	232
土地	3,301	その他	239
リース資産	13	<b>負債合計</b>	<b>44,494</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>158</b>	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	158	<b>株主資本</b>	<b>87,120</b>
その他	0	資本金	3,665
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,181</b>	資本剰余金	3,421
投資有価証券	958	資本準備金	3,421
関係会社株式	2,614	<b>利益剰余金</b>	<b>80,614</b>
出資金	0	利益準備金	410
長期貸付金	1,997	その他利益剰余金	80,204
繰延税金資産	988	別途積立金	67,000
その他	627	繰越利益剰余金	13,204
貸倒引当金	△4	<b>自己株式</b>	<b>△580</b>
		評価・換算差額等	137
		その他有価証券評価差額金	137
<b>資産合計</b>	<b>131,752</b>	<b>純資産合計</b>	<b>87,258</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>131,752</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	52,633	
開 発 事 業 等 売 上 高	42,843	95,477
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	45,368	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	31,810	77,179
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	7,265	
開 発 事 業 等 総 利 益	11,032	18,297
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,427
営 業 利 益		14,870
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	437	
そ の 他	20	458
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	8	
そ の 他	0	8
経 常 利 益		15,320
税 引 前 当 期 純 利 益		15,320
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,666	
法 人 税 等 調 整 額	△104	4,561
当 期 純 利 益		10,758

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	3,665	3,421	3,421	410	59,000	11,556	70,966
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△1,110	△1,110
別 途 積 立 金 の 積 立					8,000	△8,000	—
当 期 純 利 益						10,758	10,758
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	8,000	1,648	9,648
当 期 末 残 高	3,665	3,421	3,421	410	67,000	13,204	80,614

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△580	77,473	126	126	77,599
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,110			△1,110
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
当 期 純 利 益		10,758			10,758
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			10	10	10
当 期 変 動 額 合 計	△0	9,647	10	10	9,658
当 期 末 残 高	△580	87,120	137	137	87,258

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

新日本建設株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 久塚 清憲 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

新日本建設株式会社	監査役会		
常勤監査役	亀岡	秀典	Ⓔ
常勤監査役	佐藤	卓	Ⓔ
監査役	木村	理	Ⓔ
監査役	吉川	直明	Ⓔ

(注) 監査役木村理及び監査役吉川直明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額701,518,608円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金21円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更定款案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></li> <li>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></li> <li>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、新任2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、取締役会が経営の意思決定及び監督に一層注力するため、その構成を大幅に見直すことといたしました。

今回の見直しにより、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化をより進めてまいります。

つきましては、社内取締役を5名減員のうえ計6名、社外取締役を新任社外取締役候補者2名を含む計3名とし、取締役9名の選任をお諮りいたします。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役のうち3名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	かね つな かず お 金 綱 一 男 【再任】	取締役会長
2	たか み かつ し 高 見 克 司 【再任】	代表取締役社長 社長執行役員
3	すず き まさ ゆき 鈴 木 政 幸 【再任】	取締役 副社長執行役員 工事統括兼生産管理本部長
4	み かみ じゅん いち 三 上 順 一 【再任】	取締役 専務執行役員 工事本部長
5	たか はし なえ き 高 橋 苗 樹 【再任】	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長
6	かね つな やす ひと 金 綱 康 人 【再任】	取締役 常務執行役員 開発事業本部不動産開発部長兼横浜支店長
7	たか はし しん じ 高 橋 真 司 【再任】【社外・独立】	取締役
8	すず き たつ や 鈴 木 達 也 【新任】【社外・独立】	
9	おお し ま こう じ 大 嶋 幸 児 【新任】【社外・独立】	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	かね つな かず お 金 綱 一 男 (1940年3月28日生)	1964年10月 (有)金綱工務店設立 代表取締役社長 1969年2月 (有)金綱工務店を株式会社組織変更し、代表取締役社 長に就任、1972年4月新日本建設(株)と商号変更 2013年6月 当社代表取締役会長会長執行役員 2019年4月 当社取締役 2019年6月 当社取締役会長(現任)	16株
取締役候補者とした理由 当社の設立者として長年にわたり当社の経営に携われた経験を活かして、当社の経営を監督していただくため、取締役として選任するものであります。			
2	たか み かつ し 高 見 克 司 (1964年11月21日生)	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年4月 当社入社 2004年4月 当社管理本部長 2004年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役 2008年4月 当社常務取締役建設営業副本部長 2009年6月 当社代表取締役副社長 2010年4月 当社代表取締役副社長兼建設営業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) (株)新日本コミュニティー代表取締役社長 新日本不動産(株)代表取締役社長 (株)建研代表取締役会長	200,000株
取締役候補者とした理由 社長として当社の業務に携わっており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
3	すず き まさ ゆき 鈴 木 政 幸 (1955年10月11日生)	1976年11月 当社入社 1996年4月 当社工事本部工事第一部長 1999年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役技術本部長 2009年4月 当社常務取締役工事本部統括本部長 2012年9月 当社常務取締役生産管理本部長 2013年6月 当社取締役専務執行役員生産管理本部長 2018年6月 当社取締役副社長執行役員工事統括兼生産管理本部長 (現任)	12,336株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として工事部門や購買部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	みかみ じゅんいち 三上 順一 (1955年8月22日生)	1979年4月 当社入社 2005年4月 当社工事本部工事第五部理事部長 2005年6月 当社取締役 2009年4月 当社取締役工事副本部長 2011年4月 当社取締役工事統括副本部長 2012年4月 当社取締役工事本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員工事本部長 2018年6月 当社取締役専務執行役員工事本部長 (現任)	10,000株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として工事部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
5	たかはし なえき 高橋 苗樹 (1966年10月29日生)	1991年4月 (株)三和銀行 (現株)三菱UFJ銀行) 入行 2006年6月 当社入社 2008年6月 当社執行役員経営企画室長 2010年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2013年6月 当社取締役執行役員 2014年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長 (現任)	2,700株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として管理部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
6	かね つな やすひと 金 綱 康人 (1975年9月22日生)	2004年9月 日商岩井不動産(株) (現双日(株)) 入社 2007年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員開発事業本部不動産開発部長 2018年6月 当社取締役執行役員開発事業本部不動産開発部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員開発事業本部不動産開発部長 2021年10月 当社取締役常務執行役員開発事業本部不動産開発部長 兼横浜支店長 (現任)	464株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として開発部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
7	【社外取締役候補者】 たかはし しんじ 高橋 真司 (1972年6月30日生)	1999年4月 弁護士登録 芝大門法律事務所入所 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 芝大門法律事務所所属弁護士	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 弁護士としての専門的な知識・経験をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、高橋真司氏は社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場からの確かな指導・助言をいただけることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	【新任】 【社外取締役候補者】 鈴木達也 (1955年8月1日生)	1979年4月 千葉市採用 2005年4月 千葉市企画調整局企画課長 2008年4月 千葉市企画調整局次長 2010年4月 千葉市都市局次長 2011年4月 千葉市都市局長 2013年4月 千葉市総合政策局長 2014年7月 千葉市副市長 2022年3月 千葉市副市長退任	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 長年千葉市の行政に携われた豊富な知識・経験をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、鈴木達也氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年千葉市の行政に携われた豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場からの確かな指導・助言をいただけることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
9	【新任】 【社外取締役候補者】 大嶋幸児 (1974年5月12日生)	1998年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2005年1月 金融庁証券取引等監視委員会に期限付(2年)出向 2016年5月 有限責任あずさ監査法人 パートナー就任 2021年7月 税理士法人大嶋会計 代表社員(現任) 2021年7月 大嶋幸児公認会計士事務所 代表(現任) 2021年7月 ㈱OBR 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人大嶋会計 代表社員 大嶋幸児公認会計士事務所 代表 ㈱OBR 代表取締役	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 証券取引等監視委員会での経験や公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋真司氏、鈴木達也氏及び大嶋幸児氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は三氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 高橋真司氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての社外取締役と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。高橋真司氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木達也氏及び大嶋幸児氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

《ご参考》 主な専門性と経験

候補者 番号	氏名	企業経営	技術	営業	マーケティング	財務会計 金融	法務 コンプライ アンス	リスクマネ ジメント
1	かね つな かず お 金 綱 一 男	○	○	○	○	○	○	○
2	たか み かつ し 高 見 克 司	○		○	○	○	○	○
3	すず き まさ ゆき 鈴 木 政 幸	○	○		○		○	○
4	み かみ じゅん いち 三 上 順 一	○	○		○		○	○
5	たか はし なえ き 高 橋 苗 樹	○			○	○	○	○
6	かね つな やす ひと 金 綱 康 人	○		○	○		○	○
7	たか はし しん じ 高 橋 真 司						○	○
8	すず き たつ や 鈴 木 達 也				○		○	○
9	おお しま こう じ 大 嶋 幸 児	○				○	○	○

※ 上記の一覧は、取締役が有する全ての能力、知識、経験を表すものではありません。



#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2021年7月31日をもって取締役を辞任された今井三男氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知9頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
今 井 三 男	2001年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役 2013年6月 当社取締役専務執行役員 2021年7月 辞任により取締役専務執行役員退任

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3  
新日本ビル 12階会議室



- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ◎接触感染リスク軽減のため、ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

## ■ 交通のご案内

JR京葉線海浜幕張駅より徒歩約4分